

第2回世田谷区児童福祉審議会 本委員会議事録

日 時

令和4年7月22日(金) 18:30~

場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

松原委員長、鶴養副委員長、明石委員、天野委員、池田委員、石渡委員、川松委員、木田委員、小枝委員、小橋委員、中板委員、丹羽委員、林委員、平本委員、松田委員、宮崎委員、吉田委員

欠席委員

田中委員

事務局

柳澤子ども・若者部長、和田保育部長、木田児童相談支援課長、土橋児童相談所長、河島児童相談所副所長

資 料

- 資料1 臨時の部会(児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会)の設置について
- 資料2 - 令和3年度における各部会の開催状況について(里親部会)
- 資料2 - 令和3年度における各部会の開催状況について(措置部会)
- 資料2 - 令和3年度における各部会の開催状況について(児童虐待死亡事例等検証部会)
- 資料2 - 令和3年度における各部会の開催状況について(保育部会)
- 資料3 令和3年度世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告(速報版)について
- 資料4 新たなフォスタリング業務委託(里親養育包括支援事業)の実施について

議事

柳澤部長

定刻になりましたので、令和4年度第2回世田谷区児童福祉審議会本委員会を開会いたします。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます子ども・若者部長の柳澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、会議に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。また、今期の2年間にわたる委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。前期から引き続いてお受けいただいた委員の皆様、そして、新たにお引き受けいただきました委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、子どもの権利擁護や里親などへの具体的な養育委託の推進等に向け、引き続き専門的な見地から御議論、御審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、本日は議事録作成のため、速記者による記録をさせていただきますので、御承知おきください。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策といたしまして、マスクの着用及びマイク使用時の消毒に御協力をお願いいたします。また、今回はZ o o mを使用しての会議とさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日、Z o o mで御参加いただく委員は、池田委員、石渡委員、川松委員、木田委員、小橋委員、中板委員、丹羽委員、林委員でいらっしゃいます。Z o o mで御発言の際には挙手もしくはお返事をお願いいたします。会場参加の委員の皆様におかれましては、あちらのスクリーンで御確認いただければと存じます。

では、今年度より新たに委員になられた方がおりますので、御紹介させていただきます。お手元の世田谷区児童福祉審議会委員名簿を配付しております。お名前を読み上げさせていただきますので、挙手をお願いしたく存じます。

平本玲子委員でいらっしゃいます。

よろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、行政側職員を紹介させていただきます。

〔 行政側職員を名簿順に紹介 〕

事務局の職員の紹介は、本日は割愛させていただきます。

それでは、議事に入る前にお手元の資料について確認をさせていただきます。まず、次第、世田谷区児童福祉審議会委員名簿、世田谷区児童

平本委員
柳澤部長

福祉審議会行政側名簿、そのほか、右上に番号を振ってある資料1から4がございます。資料1、資料2 - 、 、 、 、資料3、資料4です。

よろしいでしょうか。不足している資料がございましたら係員よりお渡ししますので、挙手でお知らせいただければと思います。

それでは、今後の議事につきましては松原委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

松原委員長

御出席、御参加ありがとうございます。コロナのこともなかなか落ち着きませんし、天候不順も落ち着かない中での審議会でございますが、今日は部会からの報告もございまして、新たな部会の設置をお諮りすることもございまして、どうぞ熱心な御議論をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿いながら議事に入りたいと思っております。

初めに、議事(1)臨時の部会(児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会)の設置について、まず事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料1の臨時の部会の設置についてご説明いたします。

まず、1、臨時部会設置の経緯・目的でございます。(1)国の動向ですが、平成28年の児童福祉法改正後の同法第1条では、子どもの権利保障を同法の理念として明確に位置づけております。これは子どもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないことが明らかにされたものでございます。国では、この趣旨を踏まえ、児童相談所が関わる子どもの権利擁護について検討が進められ、令和4年6月に児童福祉法等の一部を改正する法律が第208回通常国会において成立し、令和6年4月より施行されることとなりました。

この法改正において子どもの権利擁護の取組を進めるため、 といたしまして、子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけること、 として、施設入所措置や一時保護をはじめとした児童相談所長が行う措置等の決定時において子どもの意見聴取等を行うこと、 として、子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めることの3点が盛り込まれております。改正内容の詳細は、別紙1及び参考資料に改正児童福祉法抜粋を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

この改正法を踏まえた世田谷区における対応を(2)に記載しております。児童相談所設置主体である世田谷区といたしましても、これら改正

法の趣旨を踏まえた対応について検討を進める必要がございます。検討に当たりましては、専門的かつ広範的な見地から実施する必要があり、児童相談行政に精通した委員により構成される児童福祉審議会による議論が不可欠であることから、本審議会の下に臨時部会を設置して検討を行っていただきたいと考えております。

続きまして、2、所掌事項でございます。改正法の趣旨を踏まえまして3点挙げておりますが、別紙2として簡単な図を御用意しておりますので、別紙2を御覧ください。A4横の資料になります。下の箱のポイントといたしまして、図では全体を囲んでおりますが、子どもの権利擁護の環境整備、すなわち権利擁護システム全体像の整理でございます。これには既存の子どもの権利擁護機関との整理も含まれると考えております。ポイントといたしまして、図で世田谷区（児童相談所）というところを囲んでおりますが、措置決定時等における児童相談所などにおいての子どもの意見聴取の在り方でございます。意見聴取を行うタイミング、方法、子どもへのフィードバックの在り方などが含まれると考えております。ポイントといたしまして、図で意見表明支援の機関というところを囲んでおりますが、意見表明支援員の設置などの意見表明支援事業についてです。事業をどのような位置づけで行うのか、どのように行っていくのかなど、具体の事業の中身について御議論をいただければと考えております。

資料1の本文2ページ目にお戻りください。3、検討体制でございます。(1)臨時部会委員(事務局案)でございますが、弁護士の池田清貴様、東洋英和女学院大学名誉教授の石渡和実様、日本女子大学名誉教授の鵜養美昭様、NPO法人東京養育家庭の会理事長の能登和子様、児童養護施設東京家庭学校校長の松田雄年様、NPO法人子どもアドボカシーをすすめる会TOKYO代表の森時尾様、NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事長の吉田恒雄様、以上7名の方に臨時部会の委員をお願いしたいと考えているところでございます。

(2)開催回数につきましては、8月から12月の間で4回程度の開催を予定しております。

(3)検討にかかる社会的養護当事者等の参画についてです。今回の検討に当たりましては、社会的養護当事者、子どもの権利擁護活動を担っている既存事業であるせたホッと・一時保護所第三者委員に対して、臨時部会の中でヒアリング等を実施し、意見を得ることを想定しております。

最後に、(4)日程でございます。開催回数の際にも少し触れたところで

ございますが、臨時部会は全4回の実施を予定しております。まず、第1回臨時部会につきましては8月に開催を予定しております。第2回、第3回臨時部会につきましては9月から11月に開催を予定しております。そして、12月に第4回部会を開催し、来年1月の児童福祉審議会本委員会において臨時部会での検討結果を御報告させていただき予定でございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

松原委員長

大変重要な課題を担っていただく臨時部会の措置の御説明をいただきました。御質問がなくなりなれば、まずお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員

私は、この部会にとっても期待をしています。大人のほうに関しては、障害者権利条約が採択されてから意思決定支援ということで、御本人の意思をどう尊重するかということがいろいろなところで具体化してきたと思います。子どもの場合だったら、それに当たるのが子どもの権利条約の意見表明権かと思います。意思決定支援という視点が大人の分野で強調されてくると支援の仕方が大きく変わってきた、本人主体の支援になってきたと感じます。

それで今、私は措置部会に関わらせていただいていますけれども、子どもが表明した思いというのがなかなか実現できないシステムがあると感じることがしばしばあります。ぜひこの検討部会で、世田谷がパイオニアになるような支援の在り方が検討できたらということをとっても期待しています。

松原委員長

ありがとうございました。他にご質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。

委員

子どもアドボケイトについては、法改正の前のワーキンググループに参与させていただきまして、どんな制度がいいのかということで随分議論をしたということがございました。それが基になって、今回、法改正がされたということで大変よかったなと思っています。ただ、その具体的中身は法律には書いておりませんで、各自治体の取組に任されているところがございますので、先ほど石渡先生もおっしゃったように、世田谷区で先駆的な取組ができるような制度づくりに関与させていただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

松原委員長

委員

それぞれの立場から貴重な御提案、御意見をいただけると思います。今、“当事者参加”という観点から、子どもたちは、施設の中でも“子ども会議”を自分たちでやれるようにということで、小学生の部、中学生

の部、高校生の部、それぞれ横割り活動として始めたところです。“意見表明”の場ということでは、自主的にはなかなか難しいかもしれませんが、そんな取り組みも施設の中では始めております。

子どもたちの“代弁者”としてアドボケイトという考えがあります。残念ながら施設内虐待という案件もあることは事実なのですが、それ以上に、保護者や子どもたちの声が東京都や児童相談所が上がって、それが施設の中で虐待されたというような訴えになり、結果的に皆振り回される（事実無根）という事案になることもあります。でも、それは振り回されるのではなくて、子どもたちが何でそんな言葉を使うのか、何でそんな思いになるのかということを改めて考えさせられる機会という様に理解しております。

松原委員長

臨時部会委員に予定されている以外の方も含めて、何か御質問、御意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

それでは、臨時部会の設置についてこれをお認めしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、世田谷区の児童福祉審議会の中に新たに臨時部会を設置するという事で処理をさせていただきます。

では、続いての議事になります。議事の(2)令和3年度における各部会の開催状況についてに進みたいと思います。まず、各部会長より順番に御報告をいただき、御意見、御質問については、全体の報告が終わった後にまとめて伺うということで、よろしくお願ひしたいと思います。

では、里親部会から御説明をお願いいたします。

部会長

里親部会について御報告させていただきます。

里親部会は、児童福祉法に基づき、区が里親を認定しようとする際に、区から諮問を受けて審議し、その結果を答申する部会です。昨年度の部会の審議内容につきましては、資料2- を御覧ください。1の開催回数です。部会は年3回開催することとしており、昨年度は7月12日、12月1日、3月16日に開催いたしました。

次に、2の審議件数です。昨年度に諮問を受けた件数は合計24件です。その内訳は、養子縁組を目的とせず、子どもを一定期間養育する養育家庭が9件、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親が15件、専門的なケアを必要とする子どもを一定期間養育する専門里親がゼロ件でございます。なお、世田谷区では、養子縁組里親を社会資源としてより一層活用し、里親委託の促進を図るため、養子縁組里親と養育家庭の重複登録を可能としており、重複登録の際はそれぞれで1件として計上しております。審議した24件のうち1件については再調査を行いま

したが、結果として、審議した全ての案件について里親としての認定が適格であるとの審議結果となっております。審議に当たりましては、住所要件や経済的要件、研修受講状況などについて確認するとともに、実際に登録しようとする家庭の訪問調査や面接を行った児童相談所の職員にも状況を確認するなどしながら慎重に審議を行っております。

里親部会は、学識経験者、児童養護施設の施設長、医師などの委員がそれぞれの専門性に基づき、その家庭の養育力向上や子どもが委託されるに当たっての留意点についても御意見をいただき、このような審議結果となっております。今後、区は、里親制度のさらなる拡充を目指す方針であります。子どもにとって最善の養育環境を提供できるよう、里親登録は厳格に行う必要があると考えており、今後も引き続き慎重な審議に努めてまいります。

最後に、3の令和4年度第1回里親部会についてです。今年度の第1回目の里親部会は7月27日に開催を予定しており、審議は7家庭を予定しております。内訳としましては、養育家庭5家庭、養子縁組里親2家庭となっております。

御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

続いて、措置部会についてお願いしたいと思います。

部会長

それでは、令和3年度における措置部会の開催状況につきまして報告させていただきます。

お手元の資料2 - を御覧ください。措置部会では、児童福祉法に基づき、子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに世田谷区長からの諮問を受けて審議し、その結果を答申しております。また、過去に部会より意見具申または助言を行った案件に対して、その後の援助経過の報告などを児童相談所から受けることもございます。

続きまして、部会の開催回数につきまして、審議、報告案件がない場合に流会となることを除いて、原則として毎月開催することとしております。令和3年度は、資料に記載のように11回開催しております。審議及び報告件数につきましても資料に記載のとおりですが、令和3年度は、審議10件、報告6件を受けております。事例の種別及び内訳につきましては、件数の下に記載しております。

なお、審議案件につきましては、いずれも児童相談所の援助方針が適当であると認め、留意事項を付して答申いたしました。

次に、被措置児童等虐待の状況報告をさせていただきます。資料の裏

面へお移りください。措置部会は、児童福祉法の規定に基づき、世田谷区から児童福祉審議会に被措置児童等虐待の対応について報告を受けた際、区長に対し意見を述べることができるとされております。令和3年度は、区へ2件、被措置児童等虐待通告がございました。いずれの案件についても区から報告を受け、部会として意見を述べておりますが、そのうち1件は虐待非該当、1件は虐待該当として区の調査等、対応を認めております。なお、区においては、虐待該当としたケースについてですが、本ケースは、区内登録里親にて発生した被措置児童等虐待となっております。本事例の内容については、中央の表に記載しております。虐待の認定に伴い、里親の欠格事由に該当することから、区において当該里親の登録を削除されております。

措置部会からの報告及び説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

続きまして、児童虐待死亡事例等検証部会について御説明をお願いいたします。

部会長

それでは、児童虐待死亡事例等検証部会について御報告をさせていただきます。資料2 - と別添の資料を同時に御覧いただければと思います。

令和3年度ですけれども、本部会は書面開催で1回開催をいたしました。主な議事については、令和2年度の事例収集結果とその事例の検証についてです。別添の児童虐待死亡事例等検証部会検証実施基準に基づいて検証対象を選定するということになっておりますけれども、事例について、令和2年度中に該当事例はありませんでした。そのため、令和3年度においては、即時検証に該当する事例が発生しない限り、検証は実施しないものとしておりました。なお、令和3年度においては、即時検証に該当する事例があったという報告は受けておりません。

簡単ですけれども、御報告は以上になります。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは最後に、保育部会より御説明をお願いします。

部会長

それでは、保育部会の御報告をさせていただきます。

保育部会においては、児童福祉法に基づく保育所の認可等について諮問を受け、その適否について審議し、答申しております。審議の内容としましては、保育施設の整備等の前に、その計画の認可基準への適合状況について確認する計画承認と、開園前に再度認可基準への適合状況を確認する認可に分かれております。資料2 - にございます。審議においては、認可基準への適合状況を確認するだけでなく、公認会計士の

委員から財務面への意見やアドバイスをいただくとともに、保育の質を確保する観点から、事業決定時の評価や附帯条件への対応状況などについても踏み込んで意見聴取を行っているところでございます。附帯条件につきましては、審査段階から認可基準の適合状況が適当であっても、保育の質の観点から改善する必要がある課題も多いため、認可の段階において引き続き対応が必要な課題については、運営に引継ぎ後も改善に向け取り組んでいただくよう保育部会としても連携してまいります。

令和3年度の審議結果ですが、資料2 - 1 にございますように、合計3回開催いたしまして、計画承認6件と認可8件について審議し、適当との審議結果としております。

今後も、保育の質ガイドラインにも掲げる、子どもを中心とした保育が実現できるよう、保育部会として審議を行ってまいります。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、4つの部会を通じまして御質問、御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員

1点、不勉強なものですから教えていただければと思います。資料2 - 1 の児童虐待死亡事例等検証部会ですけれども、こういった虐待死亡の方の検証というのは、児童福祉法か何かの法律でやるべきことというふうに規定されているのかどうかということをお教えてください。

それからもう1点は、もしそうだとすると、大体の区で、例えば東京ですと、ほかの23区でもこういった検証は行政として行われているのかというその2点を御教示いただければと思います。よろしく言お願いいたします。

事務局

児童虐待死亡事例等検証部会については、児童福祉法ではなくて、児童虐待の防止等に関する法律に、地方公共団体の責務として、虐待で心身ともに重大な事故というか、気づきがあった場合は検証をして再発防止に努めなくてはいけないということが責務として規定されているので、こちらの部会に設置してやっているという形になっております。

ほかの特別区の子相設置区が検証をしたかどうかというのは、こちらのほうではまだ把握できておりませんが、東京都については基本毎年やっていて、数件程度、検証は毎年実施されていると聞いていますので、このような状況でございます。

松原委員長

この部会は開かれなれないということもすごく意味のあることで、まずはその防止に努めるということが大切なことだと思います。ほかによろしければ、この部会の報告についてはここでお受けしたということで処理をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局

それでは、そういう処理をさせていただきます。続きまして、議事の(3)令和3年度世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告(速報版)について、事務局から御説明をお願いいたします。

資料3を御覧いただきまして、本日、クリップ留めのかがみ文と、ホチキス留めの報告書を御用意しております。令和3年度児童相談所運営状況の速報版について取りまとめましたので、御報告をいたします。詳細につきましては、ホチキス留めの報告書をお開きいただきまして、御説明に入りたいと思います。

まず目次でございます。こちらは5の社会的養護の状況として、里親等の状況や施設入所の状況についてまとめた項目にするなど、構成を一部、昨年度のものに変更した部分がございますが、大きなところで昨年度と掲載内容は変えてございませんので、そのように御承知いただければと思います。また、今年度の報告につきまして、中身に入っておりますが、令和3年度は開設2年目となりましたことから、令和2年度との経年比較を行い、分析できるところは一部載せさせていただきました。また、虐待相談については、対応件数など地域別で掲載をして、地域の実情、世田谷区は広いので、5地域の実情が把握できるよう内容を少し工夫いたしました。報告は、この報告書に沿ってさせていただきますが、主な報告事項の抜粋はかがみ文にも載せておりますので、参考に御覧いただきながら御説明に入りたいと思います。

まず11ページのところでございます。運営状況のあらましがここから始まってありますが、相談の受理状況等でございます。令和3年度の児童相談所における相談受理件数は2233件でございます。経路別は、昨年度も多かったが、やはり警察等からの相談が最も多く712件、次いで近隣・知人となっております。令和2年度と状況は同じとなっております。

少し飛んで、14ページでございます。14ページ以降は、児童虐待相談の内訳等を記載しております。相談受理件数全体は2233件でしたが、そのうち児童虐待相談として受理した件数は1698件でございます。令和2年度は、虐待については近隣・知人からの通告が経路として一番多くありましたが、令和3年度については警察が最も多くなっております。ただ、警察からが34%、近隣・知人が33%ということで僅かな差でございますので、近隣・知人が多いということが区部の特徴かと考えております。

15ページを御覧いただきまして、こちらは虐待種類別受理状況になっております。この中でやはり心理的虐待は、令和2年度も多くありましたが、令和3年度、全体の件数が増え、ほかの種別は逆に減っており、心

理的虐待だけがやはり伸びているということが特徴というか、この傾向が続くのかと思っているところです。

続きまして、17ページでございます。児童虐待相談の対応状況が記載されております。令和3年度の対応件数は1709件でございます。

次に、19ページに飛びます。子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用の実績についてです。

1枚おめくりいただきまして、児童相談所が受理した件数が1698件というのは先ほどお伝えしておりますが、そのうち児童相談所が対応したのが776件、子ども家庭支援センターが対応したのが922件でございます。令和2年度は児童相談所のほうが多くなっておりますので、令和3年度は逆転した形になっております。この内容につきましては、先ほど経路のところでも申し上げたとおり、警察からの通告がとも増えており、その内容のほとんどが面前DVによるものや、近隣からの泣き声通告であり、これらは子育て支援が必要となります。また、面前DVですと女性相談との連携も必要になってまいりますので、まず、子ども家庭支援センターに対応をお願いすることが多いので、こういったことが区分けのほうにも影響しているかと考えております。

さらに少し飛びますけれども、28ページの下から29ページにかけて、区の一時保護の状況でございます。区の児童の一時保護の件数は123人で、そのうち95人は区の一時保護所で保護を行っており、その他、28人は乳児院や里親さんのところでの保護となっております。令和2年度は145名でしたので、22名減っており一時保護所の入所率が100%を超えたのは数日ございましたが、令和3年度については入所率が100%を超えた一時保護所はございませんでした。

続きまして、30ページです。社会的養護のもとで育つ児童数でございます。令和4年3月31日現在、養育家庭や施設等で生活する区の児童は合計で140人となっております。

次に、31ページを御覧いただきまして、里親等の状況はこちらに掲載しております。東京育成園等に委託して実施しておりますフォスタリング業務の実績は33ページに記載しております。インターネットでのお問合せ等が大分増えてきていると受け止めております。35ページには、養育家庭の登録数及び委託児童数を掲載しております。養育家庭の登録数は53家庭、委託児童数は11名でございます。併せて、36ページに里親等委託率を掲載しております。令和4年3月31日現在の里親委託率は23.8%となっており、委託率が少しずつ上がっているという状況でございます。

43ページからは、子どもの権利擁護について記載しております。一部、先ほどの措置部会の御報告とも重複する部分がありますが、こちらはその後、児童相談支援課長より報告をさせていただきます。

かがみ文にお戻りいただきまして、3に今後のスケジュールを記載しております。速報版については、現在、ホームページで公開しておりますが、数字を精査しており、確定版を、8月下旬を目途に区のホームページで公表する予定になっております。

説明は以上です。

事務局

では、引き続きまして子どもの権利擁護に関する部分について説明をさせていただきます。

43ページをお開きください。まず、(1)一時保護所内における取組みでございます。一時保護所において第三者委員を設置して、定期的に一時保護所への訪問を行っていただいております。3年度の活動実績につきましては、そちらに記載のとおり12回、子どもからの相談を受けていただいた件数は19件、延べ9人のお子さんからの相談を受けていただいております。相談の分類につきましては、下の表のとおりでございます。児童相談所への意見・要望が一番多かったという内容になっております。

次の44ページを開きください。一時保護所の外部評価等の実施でございます。第三者による外部評価につきましては、3年に一度の実施を予定しておりまして、前回は開設年度の令和2年度に実施させていただきました。中間年となる令和3年度につきましては、前回の外部評価と同様の項目について内部評価を実施しております。下の表は、前回の外部評価でできていないという評価を受けた部分、全職員に対して、守るべき法・規範・倫理などの理解が深まるように取り組んでいるという項目だったんですが、これについて、今年度、内部評価と併せて一時保護所職員のセルフチェックを実施し、職員の業務の振り返りを行い、法・規範・倫理についての再認識をする取組を行っております。

(3)措置された子どもにかかる取組みでございます。児童福祉審議会措置部会の状況につきましては先ほど御報告いただきましたので、省かせていただきます。被措置児童等虐待対応でございます。こちらも先ほど吉田部会長から説明をいただきましたので、概要につきましては省かせていただきますが、45ページの下、再発防止に向けた区の実取組でございます。この案件を受けまして、令和3年10月から12月にかけて、区児童相談所が措置している全ての社会的養護の下で養育されている児童の養育状況の点検を行っております。いずれも被措置児童等虐

待に当たる事案はないことを確認しております。

46ページでございます。今回の事例を通しまして、こうした事案の発生を未然に防止し、児童にとって最善の養育を提供していくためには、里親の社会的養護や児童虐待への基本的な認識、関係機関と連携して共に児童を支援していくという視点に対する理解を深めていくことの必要性が改めて課題として明らかになったものと受け止めております。

これに対応するため、1つ目は、フォスターリング機関による認定前のインテーク面接をこれまでの1回から2回に増やすこと。2つ目は、この後説明させていただきます令和5年度からのフォスターリング業務の包括的委託に当たりましては、社会的養護の意義等について、より一層の理解を促すための研修等のさらなる充実、里親にとって相談がしやすく、かつ相談内容を関係機関が迅速に情報共有を図ることのできる里親の相談支援体制の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、3つ目のところですが、里親委託されている児童を含めた子どもの権利擁護（意見表明支援）の在り方についても、この法改正の動向に即しての検討を今回、臨時部会でも検討していただくということで考えております。

(4)せたホッとを活用した権利擁護につきましては、子どもの権利ノートなどを用いたせたホッとの周知ということの取組について記載をさせていただきます。

説明は以上です。

松原委員長 速報版に基づいての御報告ですが、御質問をお受けしたいと思いません。いかがでしょうか。

委員 御説明を詳しく聞かせていただきまして、ありがとうございます。権利擁護のところでお伺いしたいのですが、43ページの一時保護所内における取組みで、子どもたちからの相談件数で児童相談所への意見・要望が7件ということですがけれども、お差し支えなければ、どのような内容なのか教えていただけますでしょうか。

課長 児童相談所への意見・要望というところにつきましては、やはり一番多いのは、いつ自分が退所できるのかというような、今後についての不安について児童福祉司に相談したいといった内容、あとは学校に自分のことがどのように報告されているのか知りたいですとか、そういったことを児童福祉司に確認したい、児童福祉司に話を聞いてもらいたいので呼んでほしいというような内容でございます。

松原委員長 それでよろしいですか。

委員 ありがとうございます。

委員

本日はありがとうございます。

2点ありまして、1点目は、45ページの先ほどの里親委託されているお子さんに関する事例で、里親の認定登録、一覧がありましたが、里親に委託されている子の権利擁護という点で、先ほどの論点とも関わりますが、今、アドボケイトの議論が進んで、先ほども臨時部会が設置されることが承認されましたが、その範疇というのは、施設に入所している児童、また一時保護されている児童のみならず、里親委託されている児童も含まれるのかというのが御質問の1点目です。

2点目は、先ほど児相への意見の中で、御自身の今後の措置などについての意見が7件あったということで、去年は生活上での意見で、コーヒーを濃くしてほしいとか何とか、そういう意見があったように記憶しておりますが、もう少し深まってきたなという印象ですが、子どもの代理人をつけるといったような事案はあったのかという2点を教えてください。

事務局

まず、1つ目の権利擁護の議論の中で、対象として里親が含まれるかについては、含めて考えております。そういった意味で、養育家庭の会の方にも委員に入らせていただいているということでございます。

事務局

2つ目の子どもに代理人をつける事案についてですが、昨年度は発生しておりません。また、子どもの要望ですけれども、深まってきたというのと、去年は、入所措置の方針が決まっても施設がなかなか見つからなくて保護が長くなってきている子がいたときに、やはり今後の自分のそういう不安とかが高まって第三者委員さんに聞いてもらう場面があるなど、また、児童福祉司はまめに面接に行くようにはしてが、昨年度は、コロナの影響で子どもの面接に行けなかった事例が何回か発生してしまい、その際には子どもから、もっと来てほしいと、というような意見につながったかと思っております。

松原委員長

よろしいでしょうか。

委員

ありがとうございます。

松原委員長

ほかにいかがでしょうか。今のことも関連するのですが、20ページの児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数ですけれども、これは継続的に関わっているという理解でよろしいでしょうか。その確認と、この場合、継続的に関わっている子どもの中で、里親とか施設に措置されている子どももカウントされているのかどうか、この2点を確認させてください。

事務局

こちらの数字は相談受理をした件数を児童福祉司1人当たりで単純に割っているもので、必ずしも継続しているものばかりではございません

が、ただ、東京都の平均よりだいぶ少ない対応件数となっております。継続している数でいうと、毎月出してはおりますが、もう少し少なくなってくる状況でございます。この中には里親施設等に措置している子どもの数も入っております。

松原委員長

世田谷だけでは施設を賄い切れていないので、このところが増えていくと東京都全体に出張が増えてくる、そうすると、区内で一時保護している子どものところにもますます行きにくくなる。ですから、その数字の把握も少し丁寧にされたほうがいいのかと思いますので、質問しました。

ほかにいかがでしょうか。

委員

先ほどの臨時部会のところに戻りやすいように、申し訳ないのですが、国の正式な事業名というのは、意見表明等支援事業と「等」が入っております。あえてこの「等」が入れられた経緯というのは、国の審議会等で審議された結果、こういう「等」が包括されたわけですけれども、世田谷の場合は「等」をあえて取って、意見表明という意見というところ限定されているわけですけれども、この「等」のところ意向とか、気持ちとか、思いとか、そういう潜在的なものも含めて、どの子どもも言語化できるわけではないわけで、そうした対応を含めて考えるべきではないかという理論を踏まえて「等」という言葉が入れられたと思うのですが、そのあたりも意見をどう定義するかということにもよるかと思うのですが、御検討の範疇に入れていただけたらと思います。

松原委員長

この御意見について、事務局はいかがですか。

事務局

申し訳ございません。特に思いがあって抜いていたわけではなくて、ちょっとした見落としでございます。今、非常に参考になる御意見をいただいたと思っております。そうした趣旨が含まれているということでしたので、それも踏まえて検討を進めていきたいと思っております。

松原委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

では、議事(4)新たなフォスタリング業務委託(里親養育包括支援事業)の実施について、事務局より御説明をお願いします。

事務局

それでは、事務局より説明をさせていただきます。

本件につきましては、今年1月に行われました令和3年度の第2回児童福祉審議会において、昨年度の臨時部会における検討結果を御報告させていただいたところでございます。その後、児童相談所等と具体的な業務委託内容について整理をさせていただきましたので、その御報告ということでございます。

では、資料4の新たなフォスタリング業務委託(里親養育包括支援事

業)の実施についてを御覧ください。1、包括的フォスタリング業務委託となった場合の所掌事務の比較でございます。こちらは左側が現在の委託内容になりますけれども、右側が5年度以降予定している包括的なフォスタリング業務委託の内容という対照表になっております。このうち、5年度の包括的なフォスタリング業務委託内容、右側の包括的な場合の業務委託内容のところのアンダーラインが引かれている箇所が現行体制から新たにフォスタリング機関のほうへ担っていただく業務ということになります。なお、現行体制から変更がない啓発、リクルートから研修・トレーニング事業についての御説明は省略させていただきます。

資料2ページ目を御覧ください。2、包括的フォスタリング業務委託における実施内容でございます。(1)子どもと里親家庭のマッチングでございます。あり方検討に係る報告書にも課題として記載させていただいたところですが、現在、子どもと里親のマッチングを行うに際しましては、児童相談所が把握している情報のみで実施しております。フォスタリング機関が持つ里親の情報が直接生かすことができておりません。そこで、包括的委託後におけるフォスタリングの業務として、マッチングや里親家庭への委託に向けた手続に必要な資料作成、里親候補家庭との日程調整等や、児童と里親との交流状況の把握及び評価、交流中の里親家庭へのフォロー等までをフォスタリング機関に委託し、フォスタリング機関が業務全体を通して得られた情報をマッチング等に生かすことができる体制を取ってまいります。なお、包括的フォスタリング業務委託となった場合におきましても、援助方針会議における候補児童の決定や委託措置の決定ということにつきましては、引き続き、児童相談所が責任と権限を持って取り組むことを前提に、児童相談所とフォスタリング機関の業務を適切に切り分けた上で効果的なマッチング業務に向けて取り組んでまいります。

続いて、(2)里親養育への支援でございます。まず、里親養育への支援についての基本的な考えとして、フォスタリング機関が里親支援の中核的役割を担いつつ、児童相談所や子ども家庭支援センター等と連携を強化しながら、養育困難な状況にある里親を支援する体制を充実させてまいります。具体的な業務内容につきましては、以下、 から の4件でございます。

まず、里親家庭等への土日夜間の相談支援でございます。こちらは新たに取り組む部分ということになりますが、昨年度の児童福祉審議会の臨時部会で当事者へのヒアリングを実施した際に、子どもが夜泣き続

ける、怒り続ける、暴れるというような突然の事態が起きた際、話を聞いてくれる相手がいるとよいというなお話をいただいております。また、生活習慣の多様化から共働きの里親も増えている中で、児童相談所が開所している時間だと相談ができない里親さんも多いという現状を鑑みまして、土日でも相談対応が可能な体制の整備が課題となっております。児童相談所が閉所している平日夜間、土日に相談窓口を開き、里親家庭等がより相談しやすい環境を整備することを目的としております。業務の概要につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、里親応援ミーティングの運営でございます。応援ミーティングは、里子が地域の中で健やかに成長していくことを目的に、里親子と地域の関係機関がつながりを持てるよう、現在、児童相談所が中心となって運営している会議体でございますけれども、この会議のいわゆる事務局としての業務をフォスタリング機関に委託し、児童相談所の業務負担の軽減を図るという趣旨でございます。少し補足させていただきますと、世田谷区は他の児童相談所設置区と比較して登録数も多くなっており、令和4年度から児童相談所の職員体制を強化しておりますけれども、まだ十分とは言えないと考えております。そのため、児童相談所が担っている業務の一部を委託することで児童福祉司としての本来業務をより丁寧に充実させ、里親不調の防止、被措置児童虐待の未然防止に寄与させていくというように考えております。業務の概要につきましては、記載のとおりでございます。

次に、レスパイト・ケア事業等の活用促進でございます。こちらも現在、児童相談所が担っている業務でございますけれども、フォスタリング機関に委託するという趣旨でございます。業務の概要につきましては記載のとおりです。

最後に、親子の再統合に向けた面会交流支援でございます。こちらも児童相談所が担う業務ではございますが、その事務の一部をフォスタリング機関に委託するという趣旨でございます。実親子との交流を行うか否かにつきましては、児童相談所内での協議の上、子どもの最善の利益を鑑みて判断することになります。ここで児童相談所が家庭復帰に向けて実親子との交流を行うと判断された後の日程調整ですとか、面会交流に伴う里親の不安や悩み事に対する必要な支援等をフォスタリング機関に委託をしてみたいと考えております。

資料の3ページ目を御覧ください。フォスタリング機関の体制についてでございます。包括的フォスタリング業務の実施に当たって必要な社会福祉士や公認心理士、精神保健福祉士等の資格を有した専門的人材を

確保し、適切な人員配置を行う旨をプロポーザル時の選定条件として示す予定です。

4、包括的業務委託後における評価・検証でございます。昨年度の児童福祉審議会での検討の中で、質の高い里親養育を実現していくに当たりましては、包括的なフォスタリング業務委託に移行した場合においても、実施する中で見えてきた課題等について検証を行っていく必要があると指摘されたことを踏まえまして、フォスタリング業務の委託元の所管課として、児童相談所や関係機関等と連携しながらフォスタリング機関の年間計画や目標等に対して進捗状況を確認、評価し、調整を行ってまいります。併せてその結果については、より多角的な評価を行う観点から、里親委託等推進委員会を活用していきたいと考えております。また、中期的には専門の見地からの検証、評価、助言等を行っていただくため、包括的業務委託後における検証委員会を立ち上げるなど、総合的にフォスタリング業務の質の向上を図ってまいります。

最後に、5、今後のスケジュールでございます。9月にプロポーザル公告をいたしまして、12月にかけてプロポーザルを実施する予定です。令和5年1月からは、事業者が変わった場合ということになりますが、引き継ぎのため、新事業者と旧事業者等で並行委託を行います。そして、令和5年4月より、新体制の下、新たなフォスタリング業務を開始する予定でございます。

説明は以上でございます。

松原委員長
委員

ありがとうございました。御質問はいかがでしょうか。

今の委託事業の中のレスパイト・ケア事業の中で、受け入れ先候補が見つからない場合のセーフティネットとして、フォスタリング機関によるレスパイト・ケア受け入れの実施という項目が業務の中にありますが、具体的にどういうイメージなのかを御説明いただけたらと思いました。よろしくをお願いします。

事務局

基本的には、ほかの里親さんなどのレスパイト先を探すということになるとは思いますけれども、そういった調整がつかなかった場合につきましては、フォスタリング機関自体によってレスパイト・ケアを実施して受入れをやっていただきたいというふうな今の時点では考えているところでございます。

委員

そうしますと、いつそういう事態が生じるか分からないので、そのための専属スタッフを常時確保しておくというのは難しいように思いますが、何日間にわたるかもしれないレスパイト期間、どういう形でお子さんのケアを行うイメージなのか、ちょっとイメージが湧かなかったも

のですから、お尋ねしてみました。もしイメージが分かれば教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

事務局 乳児院ですとか、施設ですとか、そちらの委託ということになった場合については自らの施設で受け入れをしていただくようなこともあるかと思えます。また、そうでない団体である場合については、そういったものを整備していただくようなことをプロポーザルで御提案いただくことで考えております。

松原委員長 何か御意見はありになりますか。

委員 施設が受託された場合は、施設でもともとショートステイなどの機能があるので受けられると思うのですが、NPO法人などが受けられた場合に、どういう場所で、どういうスタッフが対応されるのかというのは、常時そういったスタッフを整えておくことが難しいように思ったものですから、前提としては、施設が受託されることを想定されているのかなとも感じたところです。仕様書をお示しになると思うのですが、具体的にどういうふうにお示しになるのかなと思ひまして伺ってみました。

事務局 補足ですが、一応、国の事業で体制の整備の補助金というようなものもございまして、また、場合によってはそちらから再委託先を整備するというところもあるかと思っておりますけれども、一応そういったところでどのような提案をしていただけるかを見極めて、きちっとした体制を取っていきたいと考えております。

委員 ありがとうございます。

松原委員長 施設でない場合に、地元区以外の法人と連携協定を結ぶというようなやり方もあるかもしれないですが、仕様書にどういうふうに表示するかというのはテクニカルな問題としてあるかと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。

委員 新たなフォスタリング業務委託というところでどう関係するのか、私もよく分からないのですが、先ほど来、問題になっている里親家庭における被措置児童虐待の予防です。46ページには、法改正の動向に即して今後検討を進めるということですが、例えばフォスタリング業務の中での権利擁護についての研修であるとか、それから、一時保護所にいる子どもについては第三者委員のヒアリングがありますが、里親家庭にいる子ども、それから里親家庭に一時保護委託されている子どものヒアリングとか、そういう業務というのは今回では想定されないのでしょうか。

事務局 フォスタリング機関が意見表明支援を行っていくということですか。

委員 そうです。そういう形で行うということになるのか。それとも、もっと中立的な立場の人が行うのかということですよ。これは、この後、

例の委員会でやるべきことだろうと思いますので、ただ、今のところは
どういうお考えかということです。

事務局

分かりました。当面、令和5年度のフォスタリング業務の委託の中で、
そういった業務を特出しして位置づけるようなことは想定しておりま
せん。

あと、委員がおっしゃったとおり、やはり意見表明支援のほうの独立
性というものをどう考えるかといったときに、フォスタリング業務につ
きましては区からの業務委託になりますので、果たしてそれが適切かど
うかというような議論は出てこようかと思います。とはいえ、里親家庭
に一番近いところに入っていくことになると思いますので、そういった
子どもの権利擁護、意見表明というところについてどういう役割を担
うのか、担わないのかについては、臨時部会でもぜひ御議論していただ
き、御意見を伺いたいと思っております。

委員

課題の頭出しということで御理解いただければと思います。

事務局

ありがとうございます。

松原委員長

ほかにはいかがでしょうか。児童相談所のほうは少し業務形態が変わり
ますが、この点だけは留意をしたいとかおありになりますか。

事務局

仕様書になかなか盛り込みづらい部分もあるかと思っております、
児童相談所の責任という部分では、引き続き変わりなくというところは
もちろんずっと残っていくものなので、本当に運用とか現実的に始まっ
た中で、このあたりでフォスタリング機関とどういうふうに関わりを担
うか、また、今のリクルートと研修の部分をやっているフォスタ
リング機関とも同じ建物の中に入ってもらって常時連携しながらやっ
ておりますので、そのところでさらに連携を強化しながら、役割分担
を走りながらつくっていくのかというふうにも考えつつ、職員とは話し
ているところでございます。

松原委員長

それでは、実際の選定も大変でしょうし、特別部会のほうも大変でし
ょうし、まさに走りながら考えなければいけない課題かもしれないで
す。本件については以上としてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは次に、措置部会委員（弁護士）の追加について、事務局より
御報告をお願いいたします。

事務局

それでは、措置部会委員の追加につきましてでございます。お手元の
委員名簿を御覧ください。

措置部会では、先ほど吉田部長から御報告がありましたように、児
童福祉法に基づき、子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の措置

と一致しない場合などに世田谷区長からの諮問を受けて審議し、その結果を答申していただいているところです。

今般、児童相談所が一時保護した児童について、木田委員が別件において当該児童の国選代理人として裁判所から選任されて、関与していた状況がございました。別件につきましては既に終結しており、児童相談所の援助方針については、木田委員は直接的に利害関係があるわけではないものの、本児の国選代理人として過去に関与した経緯があり、弁護士法上の守秘義務の関係などから、児童相談所に対する助言も限定的になるおそれがあるとのことで、木田委員より、本事例の審議、報告には加わるべきではないとの申出をいただきました。

つきましては、世田谷区児童福祉審議会部会設置要綱第6条、委員等の除斥に該当するものではございませんが、本規定を類推した取扱いとし、木田委員は、本事例を取り扱う際には審議に参加しない取扱いとさせていただきます。しかしながら、本事例については、今後の児童相談所の援助方針を検討するに当たり、法的対応について、専門的知識を有する弁護士の参画が不可欠であると考えておりますことから、世田谷区児童福祉審議会の委員でもある池田委員を令和4年7月から新たに措置部会委員に指名し、本事例の審議に御参加いただく取扱いとさせていただきます。早速、昨日、措置部会が開かれておりますが、そこにも御参加いただいております。

御説明は以上となります。

松原委員長

こういうケースも出てきますね。何か御発言はおありになりますか。もう既に委員会にも参加されているということですので、よろしいですか。

ありがとうございました。

委員

会を閉めようとしている所で、大変申し訳ありません。質問ではなくお願いになります。児童相談所からの報告の際に、気になる点が幾つかあり、児童養護施設の立場から、一つ提案として組み入れていただけたらという思いがあって、提案させてください。

38ページ、児童養護施設の状況として報告がなされています。気になるところが幾つかあって、1つは、児童養護施設の入所児童数が“3月31日”となっている箇所です。児童養護施設の立場からすると、“3月31日”という日付は、一年を通じて入所児童数が一番少ない時期なのです。(年度替わりは、家庭復帰や社会自立で、児童養護施設では児童数が一番少なくなります。)

それからもう1つ、今国会で6月8日に改正児童福祉法が承認され、2年

後に児童養護施設の年齢要件が撤廃されるという案件です。現在も措置延長とか、社会的養育支援事業なるもので高年齢児が入所しております。おそらくこれからも、その占める割合が増えてくると思われますので、分かりやすく明示されることを望みます。

もう1つ最後に、長くなって申し訳ないですが、里親もそうですが、児童養護施設も“緊急一時保護児童”を積極的に引き受けています。その定員外の空き状況の中で、年間を通じて“東京育成園”と“福音寮”の2箇所の施設が、数字の上で引き受けているということが盛り込まれていると、それぞれ頑張っている実態が明らかになってくるのではないかと感じました。

今後の提案として、聞いていただけたら幸いです。

松原委員長
事務局

児相のほうというか、統計ですから、事務局から何かありますか。

38ページは、区内の児童養護施設が2つありますけども、ここの状況で、あと、この日付のところはおっしゃるとおりですけれども、ほかの数字との兼ね合いでこの日付で取らせていただいておりますので、そこはまた検討させていただきます。

先ほどの措置延長、世田谷区の子どもの措置延長については、30ページのところに表としては出させていただいております。区内の養護施設2か所についての定員に対してどんな感じというのが38ページですので、区が児童相談所として措置したり、支援をしている子どもの状況という、30ページを御覧いただいたほうがいいかと思えます。貴重な御意見ありがとうございます。

松原委員長

本日の議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思えます。

事務局

本日は、貴重な御意見、また、御指摘もいただきましてありがとうございました。

事務局より2点事務連絡をさせていただきます。まず1点目でございます。本会議の議事録につきましては、調い次第、皆様にメールでお送りさせていただきます。お送りします議事録につきましては、御自身の発言部分を確認いただきまして、お気づきの点などございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。その後、区のホームページで本日の資料とともに議事録を公開させていただきます。

事務連絡の2点目でございます。会場の委員の皆様ということになりますけれども、御退室の際は正面玄関ではなく、時間外通用口の御利用をお願いいたします。時間外通用口は、エレベーターで地下1階まで降りていただきまして、右側に進んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、令和4年度第2回世田谷区児童福祉審議会本委員会を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。